入札内訳書の作成要領

1　入札内訳書の内容及び様式

仕様書に記載する要件を満たした見積もりとなっているかを確認するため、

（1）調達する品名、数量及び金額

（2）搬入その他諸経費等の金額

について、いずれも消費税及び地方消費税を含まない金額で提示すること。上記内容を含んでいれば、**様式は問わない**こととする。

2　入札内訳書の提出にあたっての注意事項

（1）入札内訳書の提出がない場合は、入札を無効とする。

（2）提出された入札内訳書に基づく計算額が入札金額と相違する場合、又は記載内容に不備がある場合は、入札を無効とする場合がある。

（3）談合があると疑うに足りる事実があると認められる場合には、必要に応じ、入札内訳書を公正取引委員会及び警察に提出することがある。

（4）提出された入札内訳書は、府中市情報公開条例第８条に基づく公開請求があった場合、同条例第６条の非公開とすることができる情報に該当するものを除き公開の対象となる。

（5）提出された入札内訳書は、返却しない。